クレイトン・ユッツ法律事務所 ニュースレター

CLAYTON UTZ

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター(第4回)をお届けいたします。

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見やご要望などがございましたら、ご連絡ください。

2015年3月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック:

インサイダー取引に関する最新事例

ビクトリア州の最高裁判所は、2015年3月17日、企業の機密情報を利用してインサイダー取引を繰り返したとして起訴されていた被告人2名に対し、それぞれ7年3ヶ月及び3年3ヶ月の懲役を言い渡しました。本件は、2013年から2014年までの12ヶ月足らずの間に約700万豪ドルの利益を得ていたケースであり、担当裁判官は、豪州における過去最悪のインサイダー取引の事例であると述べています。

インサイダー取引に対するオーストラリア証券投資委員会 (ASIC) による取り締まりは、本件に限らず、近年ますます強化されています。 ASIC は、2009 年以来、合計 38 件のインサイダー取引を告発し、そのうち 25 件が有罪となり、7 件は現在捜査中です。2010 年から ASIC はより強力な証拠収集権限を与えられており、また証券市場の監視機能をオーストラリア証券取引所 (ASX) から引き継いでいます。

インサイダー取引に関する罰則は、個人の場合、10年以下の懲役(従前の2倍の量刑)及び76万5千ドルまたは取引により得た利益の3倍のいずれか大きい額の罰金が課せられます。会社の場合、765万ドル又は取引により得た利益総額の3倍又は違法行為が行われた月から遡った12ヶ月間の会社総売上高の10%のいずれか高い額の罰金が課せられます。

なお、ASIC は 2004 年に日本の金融庁との間で証券分野における情報 交換等に関する覚書を締結しており、市場における取引等に係る情報 を相互に提供するなど、クロスボーダーの不正取引活動に係る情報を 共有することが可能となっています。

このような取締強化を受けて、企業はインサイダー取引によるリスクを認識し、インサイダー取引を防止するための社内監視体制や社員の 意識の向上に努めることがますます重要となっています。

「当事務所の特長」ビデオ



iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリ をダウンロードできます。

クレイトン·ユッツ法律事務所の ソーシャルメディア公式アカウント







オーストラリア会社法概説

外国資本による農地取得規制の強化

連邦政府は、2015 年 2 月 11 日、外国資本による農地取得に関する新たな規制を発表しました。従来の外資規制と異なり、投資家が保有する農地の総額を基準とするものであるという点で、極めて特徴的です。

原文(英語)への<u>リンク</u>はこちら

外国人による居住用不動産取得に対する規制強化

連邦政府は、「豪州に対する外国人投資枠組みの強化(Strengthening Australia's Foreign Investment Framework)」と題するオプション・ペーパーを 2015 年 2 月 25 日に発表しました。連邦政府は、外国人による居住用不動産の取得に対して、新たに手数料及び罰金を課すことを検討しています。

原文(英語) へのリンクはこちら

一般契約基準の改正

建設、工学、保健、製造業及びインフラ部門に適用される一般契約基準(standard form general conditions of contract)である AS4000 及び AS 2124 が改正され、新たな一般契約基準として AS11000 が導入される見通しです。

原文(英語)へのリンクはこちら

建設プロジェクトの下請業者のための金銭預託義務

2014 年 5 月 1 日以降、20 億円以上の建設プロジェクトのヘッド・コントラクターは、下請業者への支払いのための金銭を所定の信託勘定に預ける必要があります。

原文(英語)へのリンクはこちら

途上国への薬品輸出に関する特許使用許可

途上国に必要な薬品を輸出する目的で申立てがなされた場合、特許権者の意思にかかわらず、一定の要件の下で強制的に第三者に特許使用許可を与えることを可能にする法改正がなされる見込みです。

原文(英語)へのリンクはこちら

採掘リース権の税務上の取扱い

クイーンズランド州の近時の判決は、採掘リース権は、土地所有 (land-holdings) の概念から外れる権利であり、したがって



本書のご購入をご希望される方は、 出版者(信山社)に直接<u>メール</u>にて ご注文いただくか、<u>アマゾンジャパ</u> ンにてご購入いただけます。 land rich duty 適用の要素となる土地に対する権利とは言えないと判示しました。

原文(英語)へのリンクはこちら

取締役の責任に関するリスク回避のポイント

取締役の義務違反により取締役が個人責任を負う場合、会社が取締役に対し金銭的補償を行う旨を契約により定めるケースがありますが、その補償範囲及び内容については、できるだけ詳細に規定しておく必要があります。

原文(英語)へのリンクはこちら

最近の出版物

1. オーストラリアにおけるビジネス展開(2014年度版)

オーストラリア貿易促進庁(Austrade)のサポートを受けて弊所が作成した、オーストラリアのビジネス環境および法律に関する一般的な情報を提供する冊子です。<u>弊所のウェブサイト</u>から無料でダウンロードすることができます。

2. オーストラリア会社法概説 (信山社 2014年8月)

日系企業の投資・事業活動の根幹となるオーストラリア会社法の内容 を網羅し、日本法との比較も随所に織り込んでいます。豪州ビジネス 実務に役立つよう、会社法の運用面もカバーしています。

3. 「オーストラリアの投資規制の概況」 「豪州労働法制の現状と政権交代の影響」 「オーストラリアの環境法制の枠組みと最近の動向」 (ジュリスト 2014 年 4 月号~6 月号)

日本の法律雑誌として最も定評のある有斐閣出版の月刊ジュリストに 掲載された連載記事。第一回はオーストラリアの投資規制の概要とそ の近況について、第二回はオーストラリアの労働関係規制と最近の動 向について、第三回はオーストラリアの環境法制の枠組みと最近の動 向について、それぞれ紹介しています。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之 直通電話:07-3292-7262 メール:<u>hkano@claytonutz.com</u>



シニアアソシエイト 山浦茂樹 直通電話:07-3292-7571 メール:syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 鈴木正俊 直通電話:07-3292-7044 メール:msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 八郷智之 直通電話:02-9353-5722 メール:<u>thachigo@claytonutz.com</u>



ロークラーク 末永麻衣 (日本法弁護士・日本から出向中) 直通電話:07-3292-7019 メール:msuenaga@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント 木内理恵子 直通電話: 07-3292-7599 メール: <u>rkiuchi@claytonutz.com</u>

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。